

堺市立三宝小学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義

【いじめ防止条例推進法第2条より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持ち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 人権教育や道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口（24時間いじめ相談ダイヤル、チャイルドライン、子どもの人権110番など）の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることの大切さについて指導する。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、学校はいじめを隠したり軽視したりすることなく、全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(例：いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(例：アンケート調査、個別懇談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(例：授業や遊放時等における行動観察)
- (4) 保護者と情報を共有する。(例：電話、家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

【いじめアンケート調査の実施】

6月、11月、2月の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

【いじめ相談窓口】

- ・堺市立三宝小学校 教頭：木村 陽一 校長：江里口 幸子
072-238-0001
- ・電話教育相談 こころホーン
072-270-5561 (24時間対応)
- ・子どもの人権110番
0120-007-110 (月～金 午前8時30分～午後5時15分)
- ・学校教育部生徒指導課
072-228-7436 (月～金 午前9時～午後5時30分)
- ・ソフィア教育相談
072-270-8121 (火～土 午前9時～午後5時30分)
- ・ふれあい教育相談
072-245-2527 (火～土 午前9時～午後5時30分)

5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、全教職員で情報(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を共有し、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6 「生徒指導委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、人権教育推進主担、各学年代表、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを構成員とし、「生徒指導委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は「生徒指導委員会」に直ちに報告する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの有無やその状況など事実関係を明確にする。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等を加えて対応する。

また、いじめ問題への対応として、「いじめ防止」をテーマとした校内研修を夏季研修の一環として実施する。

7 重大事態について

【いじめ防止対策推進法第28条第1項より】

「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」を意味する。

「重大事態」が起こった場合、「生徒指導委員会」を中心として速やかに事実確認を進めるとともに、その調査結果等について教育委員会に迅速に報告し、関係機関と連携して対応する。また、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。対応する際は、他のいじめへの対応と同様に組織として対応し、いじめられている児童の保護・支援を最優先に行う。

8 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、ネットいじめ防止プログラムを実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

9 いじめの解消について

「いじめが解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを言う。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること
- (2) 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

10 いじめ防止対策における留意事項

- (1) いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないような一定の教育的配慮の配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
(観衆への対応)
- (6) 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を適切に行う。
- (7) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。